

研究所 月報 2022.6

過去十年で最多水準

初任給の引き上げ

近年、初任給の引き上げが続いていますが、今春の初任給の引き上げ状況はどのようなものだったのでしょうか。今回は労務行政研究所の「2022年度 新入社員の初任給調査」の結果を見ていきましょう。

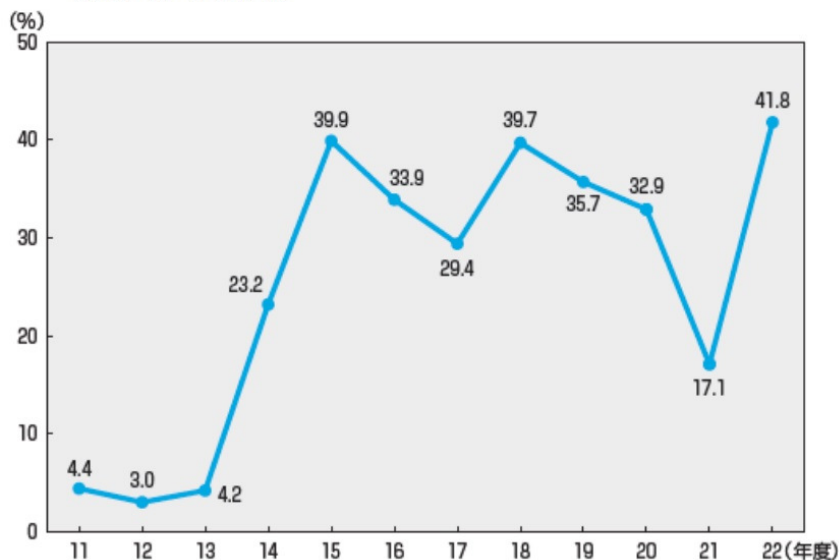
まず、初任給の改定状況ですが、全学歴で引き上げという企業が41.8%と、過去10年間でもっとも高い率となりました。

その結果、全産業で見た学歴別の初任給水準は以下のようになっています。

■高校卒（事務・技術）一律	175,234 円（前年比+2,676 円）
■短大卒（事務）	187,044 円（前年比+1,940 円）
■大学卒（事務・技術）一律	216,637 円（前年比+2,574 円）
■大学院卒修士	234,239 円（前年比+2,139 円）

大卒の初任給が20万円と言われた時代は既に遠い過去となり、21万円台後半となっています。あくまでも大手企業の調査ではありますが、新卒採用において初任給は重要なファクターですので、中小企業ではかなり厳しい状況となっています。

引き上げ率の推移



4月から範囲が拡大した不妊治療の医療保険適用

厚生労働省の資料によると、日本では、不妊を心配したことがある夫婦は35.0%で、夫婦全体の約2.9組に1組の割合にのぼり、実際に不妊の検査や治療を受けたことがある（または現在受けている）夫婦は18.2%にのぼるとされています。不妊の検査や治療を受けたことのある割合は、夫婦全体の約5.5組に1組となっています。その不妊治療について、2022年4月に保険適用の範囲が広がりました。

不妊治療はこれまでも検査（原因検索）や原因疾患への治療について適用されてきましたが、2022年4月からはタイミング法や人工授精といった一般不妊治療から、体外受精や顕微授精、男性不妊の手術といった生殖補助医療（特定不妊治療）も対象になりました。治療には年齢と回数の制限があり、治療開始時において女性の年齢が43歳未満であること、治療開始時の女性の年齢が40歳未満は1子ごとに通算6回まで、40歳以上の場合には1子ごとに通算3回まで、保険診療が受けられます。

企業においては、育児と仕事の両立、介護と仕事の両立をはじめとし、様々な両立支援策が求められています。このような不妊治療の保険適用も一つのきっかけとなって、不妊治療と仕事の両立がこれからより求められる状況になることが予想されます。

【参考リンク】

厚生労働省「不妊治療と仕事との両立について」



保険適用される不妊治療

一般不妊治療	タイミング法、人工授精
生殖補助医療	採卵、採精／体外受精、顕微授精／受精卵・胚培養／胚凍結保存／胚移植



保険適用の回数制限

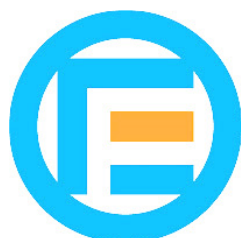
初めての治療開始時点の女性の年齢	回数の上限（1子ごとに）
40歳未満	通算6回まで
40歳以上43歳未満	通算3回まで

ひらたコラム

ピアノを始めたよ、と自慢げに話していたのが今年の1月。そんな状態で、恐れ多くも由緒あるライブハウスの弾き語りライブに出演させていただきました。

弾き語りとしては3か月の経歴で、きっと3か月なりの出来だけど、やれるだけやって出し切った！という達成感はこの数年なかったことなので、達成感…を乗り越えて燃え尽きそう。ライブ以降のことは何一つ考えてないくらい集中したので、普段どうやって生きていたか忘れちゃった…。

そんな状態ですが、様々な奇跡が重なって第2回が決定しました。重責に早くも滝のような脂汗を流しつつも、楽しくなってきたので頑張ってみます。



発行／2022年5月31日 第121号
平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さやか
733-0865 広島県広島市西区草津本町 9-18-201
TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544
Mail info@tairaken95.com
URL http://tairaken95.com

